# 提出書類の留意点

## Ⅰ．一般事項

**1. 特定行政庁の許可等がある場合は許可書等を添付してください。**

- 建築基準法及び条例に基づく許可（例：法第 43 条第 2 項第 2 号、法第 44 条ただし書き、法第 53 条の 2 等の許可、特定行政庁の条例に基づく許可等）
- 開発登録簿、位置指定道路図等

**2. 建築基準関係規定に適合していることを確認してください。**

- 建築基準法施行令（第 9 条）
- バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）（第 14 条 4 項）
- 都市緑地法（第 41 条（第 35 条、第 36 条、第 39 条第 1 項））
- 省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）

**3. 消防関係の記載を確認してください。**

- **コンロ廻りの仕様等の記載**

  【記載例】

  コンロ前仕上げは石膏ボード 12.5mm（不燃材）、キッチンパネル（不燃材）下地、仕上げ含めて不燃材とする
- **フード内蔵型換気扇（ダクト）方式の記載**

  【記載例】

  フードの材質は鋼製（又はステンレス製）、スパイラルダクトの材質は鋼製（不燃材）とし、ロックウール 50 ミリ巻き
- **フードより直接換気方式の記載**

  【記載例】：IH の場合も同様

  フードの材質は鋼製（又はステンレス製）、直接換気扇（鋼製等材種表記）
- **住宅用火災警報器の記載**

  各消防機関で指導内容を確認してください。

  寝室として利用しない居室は、「寝室として利用しない」と表記。

## Ⅱ．構造関係

1. 構造計算安全証明書については、押印・割印済の写しを添付してください（ただし、計算書の表紙にはあらためて設計者印が必要です）。
2. 基礎・地盤説明書を要する物件においては、その資料を添付してください（例：地盤調査報告書）。
3. 構造計算書には目次を付け、ページ番号も記入してください。
4. 構造計算書の部材断面や配筋本数等との結果と構造図等との整合性は必ずチェックしてください。